

徳島県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県県土整備部高規格道路課、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎並びに徳島県南部総合県民局阿南庁舎及び那賀庁舎において、令和六年八月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
一般国道	一九三号	三二八号	吉野川市山川町湯立三四七番三地先から 同 二七五番八地先まで
一般国道			同 吉野川市鴨島町知恵島字北須賀西四六二番八地先から 同 五八〇番一地先まで
主要地方道	三	志度山川	阿波市阿波町東原一七五番四地先から 同 元町二二三番一地先まで
主要地方道	一五	徳島吉野	名西郡石井町藍畑字東覚円三一六番一地先から 同 字西覚円二九三番一地先まで
主要地方道	一九	阿南鷲敷日和佐	那賀郡那賀町和食郷字田野二二三番一地先から 同 一〇九番一地先まで
主要地方道	二二	阿南勝浦	阿南市宝田町平岡八九九番一六地先から 同 上中町岡四九六番五六地先まで
主要地方道	二七	阿南那賀川	阿南市那賀川町苅屋三二三番一地先から 同 工地二九九番一地先まで
主要地方道	三〇	徳島鴨島	名西郡石井町高川原字高川原二二七〇番一地先から 同 字天神七〇六番一地先まで
主要地方道	三四	石井引田	名西郡石井町高川原字高川原八二番二地先から 板野郡上板町椎本字亀ノ本二〇五番一地先まで 同 名西郡石井町藍畑字西覚円二九三番一地先から 九四四番一地先まで
一般県道	一一二	板野川島	同 吉野川市山川町一里塚二番一六地先から 阿波市阿波町西整理二五〇番三地先まで
一般県道	一三九	船戸切幡上板	阿波市土成町土成字丸山一九番三地先から 同 吉田字東又二八番一地先まで

一般県道	一七二	羽ノ浦停車場	阿南市羽ノ浦町中庄市一番一地从先から 同 宮倉芝生二番一地从先まで
一般県道	一九一	富岡港南島	阿南市辰巳町二四七番二地从先から 同 一番三三地从先まで
一般県道	二三四	高瀬神宅	阿南市原ヶ崎町本原ヶ崎二二三番二地从先から 同 辰巳町二四七番二地从先まで
一般県道	二四八	奥野井阿波山川 停車場	板野郡上板町西分字馬道南三五番一地从先から 同 字口吉前一番六地从先まで
一般県道	二七四	坂野羽ノ浦	吉野川市山川町翁喜台七二番三地从先から 同 湯立三四七番三地从先まで
			阿南市羽ノ浦町中庄市一番一地从先から 同 なかれ一番一地从先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和六年八月二日